

柏原市立学校園の今後の教育活動について（令和3年9月10日時点）

柏原市教育委員会

令和3年9月9日（木）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、緊急事態宣言の延長が決まったことに伴い、大阪府教育委員会より市町村立学校の教育活動への要請がありました。

本市ではそれを受け、以下のように対応することとします。

1. 期間

- ・令和3年9月30日（木）まで

※ ただし、今後の感染状況により期間を変更する場合があります。

2. 授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する
- ・毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底し、感染リスクの高い活動は実施しない

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等は行わない。
例) *音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱
*体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
*家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

※ 令和3年4月2日付事務連絡『「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」（市町村立学校園版）』を参照ください。

- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、十分な学習支援を行う

※ 実施の方法等については令和3年4月16日付柏教委指第32号「レッドステージ2における柏原市立学校園の今後の教育活動等について」で示した別紙1「個別の学習支援の在り方について」及び別紙2「自宅の児童生徒と Teams を活用してやりとりする方法」、別紙3「学校と同じ方法で家庭で e ライブラリアドバンスを活用する方法」、令和3年9月3日付柏教委指第169号「日常的な持ち帰りを見据えたタブレット PC の活用について」を参照に学習保障に努めてください。

※ 引き続き e ライブラリアドバンスや Microsoft Teams へのアクセスの仕方や、データのやり取りの仕方を学校で練習しておいてください。

3. 修学旅行や他府県への移動を伴う教育活動、府内における校外活動等について

- ・原則延期する

4. 学校行事（文化祭・体育祭）について

- ・感染リスクの高い活動（飲食物の提供、騎馬戦等）は実施しない

5. 部活動について

- ・原則休止

・ただし、近日中に公式大会やコンクール等を控えている場合は、令和3年8月27日付柏原市教育委員会と柏原市立中学校長会との連名文書「柏原市における緊急事態宣言下の部活動について（改定）」に沿って活動すること

※ 新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。